

2020年6月8日

株 主 各 位

東京都千代田区紀尾井町3番12号
株 式 会 社 パ ピ レ ス
代表取締役社長 松 井 康 子

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- | | | |
|---------|----|---|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月25日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区紀尾井町3番12号
紀尾井町ビル4階 当社セミナールーム
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | 1. | 第26期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第26期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 監査役2名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.papy.co.jp/info/>）に掲載させていただきます。
 - ◎コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年は、株主総会当日のご来場を見合わせ、同封の書面による議決権行使を強くご推奨いたします。
なお、株主総会の模様については、録画して、後日、当社のウェブサイトで配信する予定です。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、景気は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で大幅に下押しされており、厳しい状況にあります。

電子書籍の市場規模は、「インプレス総合研究所『電子書籍ビジネス調査報告書2019』」によると、2018年は3,122億円（うち電子書籍市場規模は2,826億円、電子雑誌市場規模は296億円）と推計されています。電子書籍市場は、社会問題化していた海賊版サイトが2018年4月に閉鎖されて以降、多くの電子書籍ストアが多額のマーケティング予算を前倒しで投入し、新規のユーザーの増加や平均利用金額の増加につながりました。

電子書籍の市場環境は、市場参入企業も多く、厳しい競争が続いています。この結果、コンテンツ需要の増加による、出版社等のコンテンツホルダーからの仕入コストが上昇しています。また、集客を強化するための、広告宣伝や販促コストも拡大傾向となっています。

このような環境の中で、当社グループは、顧客第一主義のもと、サービスの向上と他社との差別化を図るとともに、広告宣伝と販売促進施策を積極的に行うことによって、事業拡大に努めています。また、海外市場の開拓及び次世代コンテンツの開発にも積極的に取り組んでいます。さらに、広告宣伝、サイト検索機能の向上のためにAIの実用化を進めています。

広告施策は、TVCMの実施、新手法のインターネット広告の導入等、積極的に実施しました。

販売促進施策は、効果検証を進め、効率性の向上に努めています。

海外市場の開拓は、広告施策、サイト改良、翻訳体制の強化を進め、売上規模の拡大に努めています。

次世代コンテンツの開発は、制作体制の強化により、コンテンツの制作数が増加しています。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は23,347百万円（前連結会計年度比21.8%増）、営業利益は1,532百万円（前連結会計年度比22.2%減）、経常利益は1,491百万円（前連結会計年度比25.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は967百万円（前連結会計年度比28.2%減）となりました。

当社グループの事業は電子書籍事業のみであり、重要な事業拠点も当社のみとなっているため、報告セグメントはありません。

以下、当連結会計年度における主な活動状況を報告します。

（集客施策）

T V C M、インターネット広告等の広告施策を積極的に実施するとともに、広告効率の向上に努めました。T V C Mは、第5作目として「Renta！レンタウロス編」をリリースしました。

また、当社独自のキャンペーン施策等を積極的に実施しました。大手出版社と協力して「48時間100円レンタルキャンペーン」や、「タテコミ3周年キャンペーン」、「コミックコンシェルジュ」等のオリジナルキャンペーンを行っています。

さらに、2019年11月に、パピレスサービス開始24周年を記念して、全作品24%還元！「Renta！大感謝祭」、2020年3月に、創業25周年&会員数600万人突破記念「Renta！スタッフがガチで選んだ450作品以上★全巻48時間100円キャンペーン」を実施しました。

（サイト改良施策）

「Renta！」の検索表示改良、ユーザー毎に最適化したページ改良等を実施しています。

（コンテンツ施策）

「Renta！」を中心に、タテ読みフルカラーコミック「タテコミ」の拡充を進めています。「タテコミ」の普及を目的としたキャンペーン施策を実施しています。

また、オリジナル電子コミックレーベル「Renta！コミックス」で、少女漫画レーベル「hanamomo」、異世界ファンタジーレーベル「COMICスピア」を開始しています。

「Renta！コミックス」は、漫画家の募集強化を進めており、パートナー漫画家に、原稿料と印税に加えて、年額100万円を支給する施策を開始しています。

（次世代コンテンツ開発施策）

小説の文章を短く区切り、画像を追加した「絵ノベル」（特許取得済）及びコミックを動的演出で見せる「コミックシアター」のフルカラー化、フルボイス化などの改良を進めています。

また、「タテコミ」にアニメーション効果を付加した「タテコミMove！」の制作体制の強化も進めています。

さらに、「タテコミMove！」に人気声優によるボイスを付加した、スマホで見る縦型マンガアニメーション「アニコミ」をリリースしています。

（海外展開施策）

「英語版Renta！」、「中国語繁体字版Renta！」の翻訳体制の強化を進め、掲載コンテンツを拡充しています。

また、「中国語繁体字版Renta！」は、台湾の大手出版社のコンテンツ掲載を開始しました。

さらに、海外向け電子書籍取次販売事業を、株式会社アムタスと協力して行うことを目的とした合弁会社（子会社）、アルド・エージェンシー・グローバル株式会社（略称AAG）を設立しています。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において、重要な設備投資及び設備の除却並びに売却等はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2020年3月31日を効力発生日として、当社の子会社である株式会社ネオアルドに係るZホールディングス株式会社との合弁契約を解消し、株式会社ネオアルドのZホールディングス株式会社持分株式のすべてを譲り受け、株式会社ネオアルドを当社の完全子会社としました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 23 期 (2017年3月期)	第 24 期 (2018年3月期)	第 25 期 (2019年3月期)	第 26 期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高(百万円)	14,141	16,202	19,162	23,347
経 常 利 益(百万円)	1,640	1,252	1,993	1,491
親会社株主に 帰属する(百万円)	1,134	853	1,348	967
当 期 純 利 益				
1株当たり当期純利益 (円)	115.65	86.66	136.66	97.52
総 資 産(百万円)	8,227	8,865	11,789	13,067
純 資 産(百万円)	4,617	5,415	6,677	7,587
1株当たり純資産 (円)	463.55	544.28	670.28	761.61

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、「1株当たり純資産」は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しています。
2. 当社は、2017年4月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っています。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しています。
3. 「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式（前連結会計年度の期中平均株式数33千株、期末株式数320千株、当連結会計年度の期中平均株式数288千株、期末株式数270千株）を、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」の計算において、控除する自己株式に含めています。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
巴 比 楽 視 網 路 科 技 股 份 有 限 公 司	110百万NTD	94.5%	中国語繁体字圏向け電子書籍販売
株 式 会 社 ネ オ ア ル ド	75百万円	100.0%	次世代コンテンツの開発・制作
Papyless Global, Inc.	4百万USD	100.0%	英語圏向け電子書籍販売
PAPYLESS HONG KONG CO., LTD.	10百万HKD	100.0%	中国語簡体字圏向け電子書籍事業
アルド・エージェンシー・グローバル株式会社	50百万円	66.6%	海外向け電子書籍取次販売事業

- (注) 1. 2020年2月に、「巴比楽視網路科技股份有限公司」の増資を行い、資本金が増加しています。また、同社に対する当社の議決権比率も増加しています。
2. 2020年3月に、「株式会社ネオアルド」を当社の完全子会社としています。
3. 2020年2月に、「Papyless Global, Inc.」の増資を行い、資本金が増加しています。
4. 2019年7月に、「アルド・エージェンシー・グローバル株式会社」を設立し、連結子会社としています。

(4) 対処すべき課題

当社グループをとりまく環境は、電子書籍ユーザーの拡大等により、堅調に市場規模が拡大していますが、市場参入企業も多く、厳しい競争が続いています。

当社グループにおいては、電子書籍の収集及び配信を強化し、業界のパイオニアとしての優位性を活かしながらブランドを確立して、日本国内において、業界でのシェアを拡大していくとともに、国外においても、電子書籍事業を拡大させていくことを、対処すべき課題と捉えています。

そのための施策として、以下の事項に重点的に取り組み、人的・金銭的投資を積極的に行っていく方針です。

① ユーザーが使い易い総合電子書店サービス

従来から採用しているクラウド型配信方式を拡大し、複数の端末で利用可能なマルチデバイス展開を継続しつつ、スマートフォンやタブレットユーザーをターゲットとした販売の強化を目指します。

また、ユーザーの声に基づいた、サイト機能、アプリ、ビューア等の利便性の向上や顧客サポートの強化等の改良を行い、サービスを一層充実させる方針です。

さらに、A I の実用化を行い、検索機能等のユーザビリティの向上を図ります。

② コンテンツの拡充

出版社等との契約をさらに増やし、掲載コンテンツの品揃えを充実させ、ユーザー層の拡大を図ります。

また、デジタルならではの演出を加えた次世代コンテンツの開発強化を図ります。コミックを動的演出で見せる「コミックシアター」、小説の文章を短く区切り、画像を追加した「絵ノベル」の開発・改良を進め、制作体制を強化します。

合わせて、スマートフォン向けに最適化した、タテ読みフルカラーコミック「タテコミ」のコンテンツ数を増加させ、普及促進を強化します。

さらに、電子書籍投稿&編集プラットフォーム「upppi」において、各種コンテスト企画等を実施し、投稿作品数を増加させ、オリジナルコンテンツの制作強化を目指します。

③ 認知度の向上

T V C M等のマス広告を実施し、ユーザー層の拡大を図ります。集客のためのプロモーション強化を積極的に行うとともに、広告効果を継続的に検証し、広告効率の向上を図り、会員数の増加と当社グループの運営する電子書籍販売サイトの認知度向上に努めます。

また、各種キャンペーンやニュースリリースを積極的に行うとともに、S N Sを活用してユーザーと対話する機会を増やしていきます。

④ 販売システム及び電子書籍制作掲載体制の合理化及び構築

販売システムについては、次々と発表される新端末に迅速に対応するため、システムの統一化、応用性の向上を図ります。

また、データ量の増加による回線負荷への対応や、有事の際のサービス継続性強化のため、サーバ及び回線の増強や、バックアップ体制の強化等、運用保守の改善に努めていきます。

電子書籍制作掲載体制については、電子書籍素材の一元管理による効率的な制作体制の強化、制作関連システムの自動化や合理化を進めていきます。

⑤ 海外での電子書籍販売

海外での電子書籍販売については、翻訳をはじめとし、様々な課題を抱えていますが、国内に比べてコンテンツ市場が大きく、また、拡大が見込まれています。英語圏、中国語繁体字圏、中国語簡体字圏に向けて電子書籍事業を展開し、国外での事業拡大を目指します。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは、電子書籍事業を行っています。

当社グループは、電子書籍事業の単一セグメントです。

事業区分	事業内容
電子書籍事業	スマートフォン、タブレット、PC等の情報端末を利用した、ネットワーク配信による電子書籍販売

(6) 主要な営業所（2020年3月31日現在）

① 当社

本社	東京都千代田区
----	---------

② 子会社

巴比樂視網路科技股份有限公司	本社（中華民国台北市）
株式会社ネオアルド	本社（東京都千代田区）
Papyless Global, Inc.	本社（米国カリフォルニア州）
PAPYLESS HONG KONG CO., LTD.	本社（香港）
アルド・エージェンシー・グローバル株式会社	本社（東京都千代田区）

(7) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子書籍事業	116（14）名	13名増（1名増）

（注）「使用人数」は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。なお、臨時従業員とは、契約社員及びアルバイト社員を指し、派遣社員等を除いています。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
92（13）名	10名増（1名増）	32.9歳	4.5年

（注）「使用人数」は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。なお、臨時従業員とは、契約社員及びアルバイト社員を指し、派遣社員等を除いています。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 36,000,000株
- ② 発行済株式の総数 10,326,880株
- ③ 株主数 5,365名（前事業年度末比1,139名増）
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
天 谷 幹 夫	3,427,704 ^株	33.8 [%]
K B L E P B S . A . 1 0 7 7 0 4	1,177,600	11.6
イ ン フ ォ コ ム 株 式 会 社	1,066,300	10.5
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	976,200	9.6
日 本 出 版 販 売 株 式 会 社	540,000	5.3
松 井 康 子	193,684	1.9
N O M U R A P B N O M I N E E S L I M I T E D O M N I B U S - M A R G I N (C A S H P B)	175,700	1.7
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	148,800	1.5
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (証 券 投 資 信 託 口)	134,500	1.3
G O L D M A N , S A C H S & C O . R E G	120,000	1.2

- (注) 1. 当社は、自己株式を172,263株保有していますが、上記大株主からは除外しています。
2. 当社は、「役員向け株式交付信託」を導入しており、三井住友信託銀行株式会社（信託E口）が当社株式270,000株を所有しています。同信託が所有する当社株式については、自己株式に含めていません。
- なお、三井住友信託銀行株式会社は、当該当社株式を、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）に再委託しています。
3. 持株比率は、自己株式（172,263株）を控除して計算しています。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	松 井 康 子	巴比樂視網路科技股份有限公司董事長 株式会社ネオアルド取締役 Papyless Global, Inc. 取締役／CEO PAPYLESS HONG KONG CO., LTD. 取締役／CEO アルド・エージェンシー・グローバル株式会社代表取締役社長
取締役会長	天 谷 幹 夫	当社海外担当 巴比樂視網路科技股份有限公司董事 Papyless Global, Inc. 取締役 PAPYLESS HONG KONG CO., LTD. 取締役
専務取締役	福 井 智 樹	当社仕入部門統括兼コンテンツ企画開発部長 株式会社ネオアルド代表取締役社長 アルド・エージェンシー・グローバル株式会社取締役
取締役	岡 田 英 明	当社販売部門統括兼システム管理部長 Papyless Global, Inc. 取締役
取締役	須 永 喜 和	当社管理部門統括兼総務・経理部長 巴比樂視網路科技股份有限公司董事 株式会社ネオアルド取締役 Papyless Global, Inc. 取締役／CFO PAPYLESS HONG KONG CO., LTD. 取締役
取締役	礪 崎 実 生	イーサップ経営研究所代表 ニフティライフスタイル株式会社監査役
常勤監査役	松 村 貞 浩	株式会社ネオアルド監査役 アルド・エージェンシー・グローバル株式会社監査役
監査役	藤 居 祥 三	－
監査役	洪 水 啓 次	－

- (注) 1. 取締役礪崎実生氏は、社外取締役です。
2. 常勤監査役松村貞浩氏、監査役藤居祥三氏及び監査役洪水啓次氏は、社外監査役です。
3. 監査役洪水啓次氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、監査法人での長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 当社は、社外取締役礪崎実生氏及び社外監査役の全員を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役礪崎実生氏及び監査役松村貞浩氏、監査役藤居祥三氏、監査役洪水啓次氏については100万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としています。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額		
		基本報酬	株式報酬	計
取 締 役 (うち社外取締役)	6 名 (1 名)	46百万円 (3百万円)	103百万円 (一百万円)	150百万円 (3百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (3 名)	9百万円 (9百万円)	一百万円 (一百万円)	9百万円 (9百万円)
合 計 (うち社外役員)	9 名 (4 名)	56百万円 (12百万円)	103百万円 (一百万円)	159百万円 (12百万円)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。

使用人兼務取締役に支給した使用人分給与相当額の総額は、17百万円です。

2. 取締役の基本報酬限度額は、2007年6月28日開催の第13期定時株主総会において、年額80百万円以内と決議いただいています。また別枠で、2016年6月27日開催の第22期定時株主総会において、株式報酬額として、年3万株以内（株式分割等があった場合は、分割比率等に応じて合理的な調整を行います。）と決議いただいています。

なお、当事業年度の株式報酬額は、株式交付信託の受託者である信託銀行の当社株式の取得価額に4万株（2017年4月1日に株式分割（1：2）しています。）を乗じた金額となっています。

3. 監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第13期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいています。

ロ. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役磯崎実生氏は、イーサップ経営研究所代表及びニフティライフスタイル株式会社監査役です。イーサップ経営研究所及びニフティライフスタイル株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

監査役松村貞浩氏は、株式会社ネオアルド及びアルド・エージェンシー・グローバル株式会社の監査役です。株式会社ネオアルド及びアルド・エージェンシー・グローバル株式会社は、当社の連結子会社であり、当社と電子書籍の販売、仕入等の取引関係があります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
社外 取締役 磯崎実生	取締役就任後、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、に出席しました。 公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
社外 監査役 松村貞浩	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会14回のうち14回に出席しました。 長年にわたり会社経営に携わってきた経営者としての知見に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。また、監査役会において、業務監査、内部統制システム、会計監査等について適宜適切な発言を行っています。
社外 監査役 藤居祥三	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会14回のうち14回に出席しました。 金融機関における監査役の実験を活かして、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。また、監査役会において、内部統制システム、業務監査、会計監査等について適宜適切な発言を行っています。
社外 監査役 洪水啓次	当事業年度に開催された取締役会17回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席しました。 公認会計士の資格や長年にわたる監査法人での勤務経験を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。また、監査役会において、会計監査、内部統制システム、業務監査等について適宜適切な発言を行っています。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 アーク有限責任監査法人

(注) アーク有限責任監査法人は、2019年7月1日をもって有限責任監査法人に移行したことにより、名称を明治アーク監査法人からアーク有限責任監査法人に変更しています。

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、巴比樂視網路科技股份有限公司（海外子会社）については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けています。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該運用状況は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び運用状況

- ① 毎月の定時取締役会において、取締役の職務の執行状況の報告を義務付けるとともに、必要に応じて顧問弁護士や専門家等に相談することによって、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- ② 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役に報告するとともに、取締役会においても報告を義務付け、ガバナンス体制を強化する。
- ③ 違法行為等に関する通報窓口を社内及び社外に設け、通報を受け付ける。

(運用状況)

定時取締役会において、各取締役から詳細な職務の執行状況の報告が行われています。

また、監査役には、当該職務の執行状況が、取締役会及び定期的に開催される経営者との懇談会において報告されています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制及び運用状況

- ① 取締役会議事録や稟議書を始めとする、取締役の職務執行に係る情報や各種機密文書、重要文書等については、文書管理規程に基づき、総務・経理部がその保存媒体に応じて、適切かつ確実に、検索性の高い状態で保存・管理することとし、文書管理規程に定める年数、閲覧可能な状態を維持することとする。

(運用状況)

該当文書は、定められた設置場所に、検索性が高い状態で、規程上の保存年数、保管されています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制及び運用状況

- ① 当社の業務執行に係るリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理体制、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。
- ・ コンピュータシステム障害、通信障害等による業務停止リスク。
 - ・ 顧客情報等、機密情報に関する外部流出・漏洩に関するリスク。
 - ・ 天災（火災、地震、風水害等）による多大な損害を受けるリスク。
 - ・ 労働災害（不慮の事故や事件等）による、主要業務を担当する相当数の取締役又は使用人の生命又は健康に重大な影響を与えるリスク。
 - ・ 当社が予期せぬ重大な訴訟による多大な損害を被るリスク。
 - ・ 当社が不本意にして法律違反を犯したことによって多大な責任を問われる、もしくは、行政処分を受けるリスク。
 - ・ 重要な取引先の倒産や株式の買い占めその他、会社存続にかかわる重大な事案の発生に関するリスク。
 - ・ 悪評、信用不安情報等が顧客、マスコミ、インターネット等に広がり、当社の業績に悪影響が生じるリスク。
- ② リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定める。同規程によって、不測の事態が発生した場合における連絡経路、対策本部の設置、個々のリスクについての管理責任者や、専門家や顧問弁護士の意見収集、迅速な対応等の基本方針その他を定め、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(運用状況)

リスク事項が発生した場合の、報告経路、対応責任者が明確に定められ、適切な対応が行われています。リスクに対する対応策は、常に社内で検証され、改善が行われています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び運用状況

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催するものとする。また、当社の取締役会決議事項以外の業務上の重要事項については、適宜情報交換や審議等を経て、執行の決定を行うものとする。

- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程及び職務権限規程、並びに、業務分掌規程を整備し、各責任者とその責任及び業務手続等の詳細について定めることとする。

(運用状況)

各取締役が、事前に詳細な職務の執行状況資料を作成し、定時取締役会において情報共有を図るとともに、十分な審議が行われています。

また、業務執行が効率的に行われるよう、定期的に、戦略会議等において、より具体的な議論が行われています。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び運用状況

- ① 内部監査規程を定め、毎年、内部監査を実施する。使用人の職務の執行における法令、定款、社内規程の遵守状況の確認を軸とした業務監査及び会計監査を行うこととする。
- ② 使用人の職務執行状況を適時把握するための、組織的監視を実施する。定期的に社内会議を実施し、使用人からの職務執行状況の報告によって、情報の共有化に努めるとともに、組織的監視を行うものとする。また、使用人による重要な職務執行にあたっては、部室長の確認、帳票等に関しては部室をまたがる確認を行い、組織的な監視を実施する体制を整えるものとする。
- ③ 使用人による法令及び定款違反を未然に防ぐために、全従業員に対する関連法令及び社内規程、部室内特有の事項に関する法令・規程の周知徹底に努めるものとする。
- ④ 取締役又は使用人が、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、報告体制として、直ちに監査役、他の取締役及び内部監査責任者に報告するものとする。また、取締役については、当該事項を適宜情報共有・審議し、迅速な対応を図り、かつ、当該事項について取締役会で報告するものとする。
- ⑤ 違法行為等に関する通報窓口を社内及び社外に設け、通報を受け付ける。
- ⑥ 監査役は、当社の法令遵守体制及び内部通報の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を取締役に対して求めることができるものとする。

(運用状況)

内部監査については、日本内部監査協会の内部監査基準に基づき、リスク評価を行った上で、内部監査担当者と監査役が協議し、監査計画を策定し、実施されています。

その結果については、適宜、取締役会に報告されています。

使用人の職務状況の把握は、毎週、全員参加の全体会議の中で情報共有を行っています。

監査役は、全体会議等各種会議へ参加するとともに、取締役会及び経営者との懇談会等を通じて意見を述べています。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び運用状況

- ① 当社及び子会社において、業務の適正を確保するための基礎として、子会社管理規程を定めるものとする。
- ② 当社の子会社業務を管掌する取締役と子会社取締役が定期的にミーティングを実施し、子会社の内部統制に関する協議、情報の共有を行うものとする。また、子会社は、所定の報告書を提出するものとする。
- ③ 子会社からの報告体制を規定するとともに、子会社の経営上の重要事項に関し、当社の承認が必要となる統制体制を構築し、子会社の損失の危険を管理するものとする。
- ④ 子会社業務を管掌する取締役は、子会社の取締役等の効率的な職務執行及び取締役等及び使用人の法令及び定款に適合した職務執行を目的として、子会社の状況に応じて、指示、要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制が構築できるよう、適正な指導、監督を行うものとする。

(運用状況)

当社から子会社へ取締役、監査役を派遣するとともに、各子会社を管理している担当取締役が、定期的に開催される子会社の取締役会に出席し、業務報告を受け、適宜、必要な指示・指導を行っています。

また、当社の取締役会において、担当取締役から、子会社の状況に関し定期的に報告が行われています。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び運用状況

- ① 監査役は、必要であれば監査役の職務を補助すべき使用人を選任することができるものとする。

(運用状況)

監査役の職務を補助すべき使用人が選任されています。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び運用状況

- ① 取締役は、監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事異動等を行う場合には、監査役の意見を求めるものとする。

(運用状況)

取締役は、監査役の意見を聴取し、その意見を踏まえて人事異動等を実施しています。

(9) 監査役の、その職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及び運用状況

- ① 監査役は、監査役の指示の実効性が十分に満たされると判断した使用人を、監査役の職務を補助すべき使用人として選任できるものとする。当該使用人が、監査役の指示を実行する場合は、監査役の代理人の権限を有するものとする。

(運用状況)

監査役は、自身の指示の実効性を考慮し、使用人の選任を要請しています。

(10)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び運用状況

- ① 取締役は、下記事項について、監査役に対してその都度、報告するものとする。
 - ・ 定時取締役会時、取締役の職務の執行状況に関する事項。
 - ・ 他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合、当該事実に関する事項。
 - ・ 当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、当該事実に関する事項。
 - ・ その他監査役により、業務の執行に関する報告を求められた場合、当該事実に関する事項。
- ② 使用人は、下記事項について、監査役に対して報告するものとする。
 - ・ 当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、当該事実に関する事項。
 - ・ その他監査役により、業務の執行に関する報告を求められた場合、当該事実に関する事項。
- ③ 子会社業務を管掌する取締役は、監査役に対して定期的に子会社の状況を報告するものとする。監査役は、当該報告に関し、より具体的な情報が必要と判断した場合は、子会社の取締役及び使用人に対して、直接報告を求めることができるものとする。

(運用状況)

監査役は、取締役会及び重要な社内の各会議に出席するとともに、経営者との懇談会を定期的に行い、取締役の業務執行状況や、コンプライアンスに関する重要な事実について確認しています。

子会社についても、担当取締役より、定期的に報告を受けています。また、必要に応じ、随時、状況報告を受けています。

(11)監査役に対して報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制及び運用状況

- ① 内部通報制度運用規則を作成し、通報者の保護について規定するものとする。

(運用状況)

監査役に報告を行ったものに対して、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知しています。

(12) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及び運用状況

- ① 前払については、原則、監査役会における決定に基づき実施するものとする。
- ② 償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理については、原則、監査役会における決定に基づき処理を行うものとするが、その内容に関し、必要が生じた場合は、取締役会への報告を求めるものとする。

(運用状況)

監査役から、外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用した費用などの監査費用について、前払や償還を求められた場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担するものとしています。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び運用状況

- ① 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、取締役又は使用人からの監査役への直接の報告経路を確保するとともに、取締役及び使用人は、監査役から業務の執行に関する報告等を求められた場合には、それに協力しなければならないものとする。

(運用状況)

監査役は、取締役に対して、定期的な懇談会の開催を要請し、実施されています。

また、全使用人に対してヒアリングを実施し、直接、報告を受けています。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めていません。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	12,269	流 動 負 債	5,478
現金及び預金	9,548	買 掛 金	2,939
売 掛 金	2,513	リ ー ス 債 務	1
コンテンツ資産	8	未 払 金	1,075
そ の 他	213	未 払 法 人 税 等	200
貸 倒 引 当 金	△14	前 受 金	1,036
固 定 資 産	798	賞 与 引 当 金	68
有 形 固 定 資 産	55	株 式 報 酬 引 当 金	77
建 物	42	そ の 他	78
リ ー ス 資 産	3	固 定 負 債	1
そ の 他	9	リ ー ス 債 務	1
無 形 固 定 資 産	0	負 債 合 計	5,480
そ の 他	0	(純資産の部)	
投資その他の資産	743	株 主 資 本	7,539
投資有価証券	87	資 本 金	414
従業員に対する		資 本 剰 余 金	891
長期貸付金	32	利 益 剰 余 金	7,082
繰延税金資産	399	自 己 株 式	△848
そ の 他	222	その他の包括利益累計額	△11
資 産 合 計	13,067	その他有価証券	
		評 価 差 額 金	0
		為替換算調整勘定	△11
		新 株 予 約 権	25
		非 支 配 株 主 持 分	33
		純 資 産 合 計	7,587
		負 債 純 資 産 合 計	13,067

連 結 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		23,347
売 上 原 価		10,545
売 上 総 利 益		12,802
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,269
営 業 利 益		1,532
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	16	
退 会 者 未 使 用 課 金 収 益	10	
そ の 他	0	26
営 業 外 費 用		
投 資 事 業 組 合 運 用 損	4	
為 替 差 損	62	
そ の 他	0	68
経 常 利 益		1,491
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,491
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	580	
法 人 税 等 調 整 額	△55	524
当 期 純 利 益		966
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△0
親会社株主に帰属する当期純利益		967

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	414	891	6,216	△889	6,632
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△102		△102
親会社株主に帰属する当期純利益			967		967
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0
自己株式の取得				△87	△87
自己株式の処分				129	129
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	0	865	41	907
当連結会計年度末残高	414	891	7,082	△848	7,539

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	0	△1	△0	25	20	6,677
当連結会計年度変動額						
剰 余 金 の 配 当						△102
親会社株主に帰属する当期純利益						967
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						0
自己株式の取得						△87
自己株式の処分						129
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△0	△10	△10	－	12	2
当連結会計年度変動額合計	△0	△10	△10	－	12	909
当連結会計年度末残高	0	△11	△11	25	33	7,587

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5 社
- ・主要な連結子会社の名称 巴比樂視網路科技股份有限公司
株式会社ネオアルド
Papyless Global, Inc.
PAPYLESS HONG KONG CO., LTD.
アルド・エージェンシー・グローバル株式会社

(2) 連結の範囲の変更に関する注記

アルド・エージェンシー・グローバル株式会社を設立したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めています。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しています。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

・コンテンツ資産

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

自社制作のコンテンツの費用配分方法については、見積回収期間（12ヶ月）にわたり、会社所定の通減的な償却率によって償却しています。なお、制作費が一定金額以下のコンテンツに関しては、発生時に全額を売上原価に一括計上しています。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっています。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備 15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

ハ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。

③ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しています。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しています。

ハ. 株式報酬引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しています。

⑤ 重要な収益の計上基準

電子書籍販売に係る収益（売上高）については、電子書籍データのダウンロード権付与日または閲覧権付与日を基準として計上しています。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

2. 追加情報

(役員向け株式交付信託について)

当社は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社の取締役を対象にした株式報酬制度「役員向け株式交付信託」を導入しています。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が定めた「株式交付規程」に基づき、取締役に、每期、一定のポイントを付与し、年1回、付与ポイントに相当する当社株式が交付される仕組みとなっています。

また、取締役に交付する株式については、当社があらかじめ信託設定した金銭により、信託銀行が第三者割当により当社から取得し、信託財産として保管・管理しています。

(2) 会計処理

「役員向け株式交付信託」については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しています。

(3) 信託が保有する株式

当連結会計年度末において、「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として表示しています。当連結会計年度における、当該自己株式の帳簿価額は698百万円、株式数は270千株です。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

24百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

10,326,880株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2019年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	102	10	2019年3月31日	2019年6月28日

(注) 2019年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれています。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	101	10	2020年 3月31日	2020年 6月26日

(注) 2020年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれています。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

76,000株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一般的な余資は流動性の高い金融資産で運用する方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、その大部分が決済事業者により債権が保証されていますが、ポータルサイト決済等の一部決済において決済事業者により債権が保証されていないため、ユーザーからのコンテンツ利用料回収不能リスクが存在します。当該リスクに関しては、債権が保証されない一部の決済先から滞納者リストを入手し、毎月、担当役員に報告を行っています。

投資有価証券は、投資事業有限責任組合への出資であり、組み入れられた株式の発行体の経営状況及び財務状況の変化に伴い、出資元本を割り込むリスクが存在します。当該リスクに関しては、定期的に投資事業有限責任組合の財務状況や運用状況を把握して、その内容が担当役員に報告されています。

従業員に対する長期貸付金は、対象従業員1名に対する創業資金の貸付けであり、当該貸付に基づき従業員が設立した会社の経営状況及び財務状況の変化に伴い、回収不能リスクが存在します。当該リスクに関しては、定期的に当該会社の経営状況及び財務状況を把握して、その内容が担当役員に報告されています。

営業債務である買掛金は、ほぼ全てが3ヶ月以内支払期日です。未払金については、ほとんど2ヶ月以内支払期日です。未払法人税等については、2ヶ月以内に納付期限が到来します。これら金融債務は、流動性リスクに晒されていますが、各部署からの報告に基づき、総務・経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、支払予定額の2ヶ月分を手許資金として最低限保有することで、流動性リスクを管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	9,548	9,548	—
(2) 売 掛 金	2,513	2,513	—
資 産 計	12,061	12,061	—
(1) 買 掛 金	2,939	2,939	—
(2) 未 払 金	1,075	1,075	—
(3) 未 払 法 人 税 等	200	200	—
負 債 計	4,216	4,216	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

「投資有価証券」(期末帳簿価額87百万円)、「従業員に対する長期貸付金」(期末帳簿価額32百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めていません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	761円61銭
(2) 1株当たりの当期純利益	97円52銭

(注) 「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式（当連結会計年度末の株式数 270千株、当連結会計年度における期中平均株式数 288千株）を、「1株当たりの純資産額」及び「1株当たりの当期純利益」の計算において、控除する自己株式に含めています。

7. その他の注記

連結計算書類に表示される科目その他の事項の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	11,617	流 動 負 債	5,339
現金及び預金	8,915	買 掛 金	2,933
売 掛 金	2,496	リ ー ス 債 務	1
コンテンツ資産	8	未 払 金	1,024
前 払 費 用	14	未 払 費 用	28
1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	4	未 払 法 人 税 等	199
そ の 他	191	未 払 消 費 税 等	32
貸 倒 引 当 金	△14	前 受 金	927
固 定 資 産	1,629	預 り 金	44
有 形 固 定 資 産	51	賞 与 引 当 金	68
建 物	39	株 式 報 酬 引 当 金	77
工具、器具及び備品	8	そ の 他	0
リ ー ス 資 産	3	固 定 負 債	1
無 形 固 定 資 産	0	リ ー ス 債 務	1
そ の 他	0	負 債 合 計	5,341
投資その他の資産	1,578	(純資産の部)	
投資有価証券	87	株 主 資 本	7,880
関係会社株式	587	資 本 金	414
関係会社長期貸付金	72	資 本 剰 余 金	896
長期前払費用	14	資 本 準 備 金	189
繰延税金資産	608	その他資本剰余金	707
そ の 他	207	利 益 剰 余 金	7,417
資 産 合 計	13,247	その他利益剰余金	7,417
		繰越利益剰余金	7,417
		自 己 株 式	△848
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
		新 株 予 約 権	25
		純 資 産 合 計	7,905
		負 債 純 資 産 合 計	13,247

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		22,891
売 上 原 価		10,512
売 上 総 利 益		12,379
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,592
営 業 利 益		1,787
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	16	
退 会 者 未 使 用 課 金 収 益	9	
そ の 他	0	26
営 業 外 費 用		
投 資 事 業 組 合 運 用 損	4	
為 替 差 損	51	
そ の 他	0	56
経 常 利 益		1,756
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	493	493
税 引 前 当 期 純 利 益		1,263
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	579	
法 人 税 等 調 整 額	△206	373
当 期 純 利 益		890

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
					繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	414	189	707	896	6,629	6,629	△889	7,050
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△102	△102		△102
当 期 純 利 益					890	890		890
自 己 株 式 の 取 得							△87	△87
自 己 株 式 の 処 分							129	129
株主資本以外の 項目の純額 (当期変動額)								
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	788	788	41	830
当 期 末 残 高	414	189	707	896	7,417	7,417	△848	7,880

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 有 限 公 司 の 評 価 差 額	他 株 主 資 本 の 評 価 差 額 合 計		
当 期 首 残 高	0	0	25	7,076
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△102
当 期 純 利 益				890
自 己 株 式 の 取 得				△87
自 己 株 式 の 処 分				129
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△0	△0	—	△0
当 期 変 動 額 合 計	△0	△0	—	829
当 期 末 残 高	0	0	25	7,905

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 関係会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・コンテンツ資産

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

自社制作のコンテンツの費用配分方法については、見積回収期間(12ヶ月)にわたり、会社所定の通減的な償却率によって償却しています。なお、制作費が一定金額以下のコンテンツに関しては、発生時に全額を売上原価に一括計上しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっています。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年

工具、器具及び備品 5年～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいています。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。

③ 株式報酬引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。

(5) 収益の計上基準

電子書籍販売に係る収益（売上高）については、電子書籍データのダウンロード権付与日または閲覧権付与日を基準として計上しています。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

2. 追加情報

(役員向け株式交付信託について)

当社は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社の取締役を対象にした株式報酬制度「役員向け株式交付信託」を導入しています。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が定めた「株式交付規程」に基づき、取締役に、每期、一定のポイントを付与し、年1回、付与ポイントに相当する当社株式が交付される仕組みとなっています。

また、取締役に交付する株式については、当社があらかじめ信託設定した金銭により、信託銀行が第三者割当により当社から取得し、信託財産として保管・管理しています。

(2) 会計処理

「役員向け株式交付信託」については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しています。

(3) 信託が保有する株式

当事業年度末において、「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式は、貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として表示しています。当事業年度における、当該自己株式の帳簿価額は698百万円、株式数は270千株です。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|-------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 23百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務（貸借対照表において区分掲記していない金額） | |
| ① 短期金銭債権 | 39百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 54百万円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	486百万円
売上高	362百万円
売上原価	124百万円
営業取引以外の取引高	0百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 442,263株

(注) 当社は、「役員向け株式交付信託」を導入しており、三井住友信託銀行株式会社が当社株式270,000株を所有しています。三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式を、自己株式に含めています。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
前受金（未使用ポイント）	284百万円
未払事業税	12百万円
賞与引当金	20百万円
株式報酬引当金	23百万円
外注費（未掲載コンテンツ）	40百万円
関係会社株式評価損	209百万円
その他	18百万円
繰延税金資産合計	608百万円
繰延税金資産の純額	608百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

重要性がないため、記載を省略しています。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 797円28銭

(2) 1株当たりの当期純利益 89円76銭

(注) 「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式（当事業年度末の株式数 270千株、当事業年度における期中平均株式数 288千株）を、「1株当たりの純資産額」及び「1株当たりの当期純利益」の計算において、控除する自己株式に含めています。

9. その他の注記

計算書類に表示される科目その他の事項の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社パピレス

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 藤本 幸宏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 澁谷 徳一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社パピレスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パピレス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社パピレス

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

藤 本

幸 宏 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

澁 谷

徳 一 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パピレスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えるると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

株式会社 パピレス 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 松村 貞浩 ㊟

監査役（社外監査役） 藤居 祥三 ㊟

監査役（社外監査役） 洪水 啓次 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、事業拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。中長期的な事業拡大に必要な投資を強化するとともに、安定的に配当による利益還元を実施する方針です。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円
配当総額は101,546,170円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月26日

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役松村貞浩氏、洪水啓次氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	まつむら さだひろ 松村 貞浩 (1946年3月12日)	1968年4月 日産ディーゼル販売株式会社入社 1988年12月 日産ディーゼル工業株式会社に転籍 1999年10月 九州日産ディーゼル株式会社代表取締役社長就任 2002年5月 関東日産ディーゼル株式会社代表取締役社長就任 2006年5月 関東日産ディーゼル株式会社相談役就任 2008年6月 当社社外監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ネオアルド監査役 アルド・エージェンシー・グローバル株式会社監査役	一株
2	※ さいとう きよひと 齊藤 清仁 (1968年12月20日)	1992年4月 日本合同ファインンス株式会社(現・株式会社ジャフコ)入社 2019年10月 社会保険労務士齊藤マネジメントサービス代表就任(現任) (重要な兼職の状況) 社会保険労務士齊藤マネジメントサービス代表	一株

(注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。

2. 松村貞浩氏、齊藤清仁氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 当社は、松村貞浩氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、松村貞浩氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、齊藤清仁氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

4. 松村貞浩氏、齊藤清仁氏は、社外監査役候補者であります。

5. 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由について
- (1) 松村貞浩氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。
 - (2) 齊藤清仁氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏がファンドマネージャーとしての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、ファンドマネージャーとして金融の専門家であるだけでなく、経営統制にも精通しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 松村貞浩氏は、現在、当社の社外監査役であります。同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
7. 当社は、松村貞浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、齊藤清仁氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
8. 「株式会社ネオアルド」、「アルド・エージェンシー・グローバル株式会社」は、当社の子会社であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区紀尾井町 3 番12号
紀尾井町ビル 4 階 当社セミナールーム



■交 通

有楽町線「麹町駅」2番出口より徒歩2分
半蔵門線「半蔵門駅」1番出口より徒歩6分
半蔵門線／有楽町線／南北線「永田町駅」9a・9b番出口より徒歩6分
丸ノ内線／銀座線「赤坂見附駅」D7番出口より徒歩7分
丸ノ内線／南北線／JR中央線「四ツ谷駅」より徒歩9分
(駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮
くださいますようお願い申し上げます。)